

令和8年度「地域の核となる文化財活用モデル実証事業」 業務委託に係る仕様書

1 委託業務名

地域の核となる文化財活用モデル実証事業

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月10日（水）まで

3 委託事業の目的

本事業は、地域文化の継承に不可欠な文化財を地域づくりの核として位置付け、その保存・活用の促進を図ることを目的とするものである。県内には多様な有形・無形の文化財が存在する一方、資金や実践ノウハウの不足、所有者の高齢化、資材価格や人件費の高騰等により、文化財の活用に向けた具体的な取組が進みにくい状況が見られる。

こうした課題を踏まえ、本事業では、地域の核となる文化財の活用の実証的取組を支援するモデル事業を実施し、文化財の活用手法やその効果を示すことで、県内文化財の活用の推進を図り、文化財の持続的な継承と地域活性化の推進につなげることを目指す。

4 委託業務

地域の核となる文化財活用モデル実証事業における下記の業務

- ① 県内に所在する国指定・選定文化財又は県指定文化財の活用
- ② 事業効果の検証

5 事業費の限度額

1事業につき10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6 事業者

法人、企業連合、保存団体、協議会

※ 協議会の構成員に市町村が含まれていても差し支えない。

7 委託事業の内容

事業者は、本実証事業の実施に伴い、以下の業務に取り組むこととします。

(1) 業務全体に共通する事項

対象となる文化財

- ・本事業により、今後、地域づくりの核としての活用が見込める県内に所在する①又は②のいずれかに該当する文化財を対象とすること。

① 国指定・選定文化財

重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区

② 県指定文化財

県指定の有形文化財、無形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物

・上記の対象は、単体のほか、複数セットも可とする。

スケジュールの提案

年間のスケジュールは、当該文化財の活用により来訪者数や収益の増加が見込め、かつ事業効果の検証が可能な実施時期を検討し、提案すること。

事業の実施体制の構築

委託事業の実施に当たり、当該文化財の所有者・管理者も加えた実施体制を構築すること。

事業の円滑な運営

当該文化財の所有者・管理者と連携し、事業の円滑な運営を行うこと。

地域の関係者への理解の促進

地域づくりの核となりうる文化財の活用を行うため、地域の住民や関係者への理解の促進に努めること。

(2) 国指定・選定文化財又は県指定文化財を活用する取組の実施

ねらい

地域づくりの核となる文化財の多様な活用に取り組むことで、来訪者や収益を呼び込み、地域の活性化や観光振興につなげ、文化財の継承を図る。

対象事業

対象文化財を単体又は複数セットで活用する取組

※ 活用に伴い必要となる文化財保護対策（小修理含む）や衣装・道具の新調等も含む。

※ その他、取組の開催時以外の時期においても、所有者・事業者・地域住民等により、本事業により整備された備品、消耗品等を有効に活用し、事業効果や今後の保存活用に必要な資金調達の方策を探る取組を促すもの。

<文化財活用の取組例>

- ・文化体験プログラムの開発・実施
（例：非公開茶室での茶道体験、囲炉裏を囲んだ食体験等）
- ・イベントの開催
（例：コンサート、撮影会、ガストロノミー等）
- ・民俗芸能等の公演、伝承活動
（例：国内外での公演、伝承者養成講座、体験会）
- ・プロジェクションマッピング
（例：建造物への投影）
- ・動画制作
（例：文化財や地域の歴史文化の紹介）
- ・モデルコースの造成
（例：文化財・観光資源を巡るコース等）
- ・コミュニティスペース（喫茶や地酒提供含む）の設置と活用
- ・文化財解説やまち歩きのためのガイド人材の養成

(3) 事業効果の検証

事業実施後、事業者はアンケート調査など事業内容に応じた適正な手法により、本事業の効果（来訪者数、来訪のきっかけ、満足度、収益の増加、連携体制の構築等）、事業結果の分析・評価・改善点の把握を行うこと。文化財を地域づくりの核として、その保存・活用の促進を図ることにつながる検証を行うこと。

(4) 対象経費

本実証事業において対象とする経費

本実証事業において対象とする経費については、以下のとおりとする。

費目	注意事項
① 賃 金	本事業のために臨時に雇用する場合のみ対象
② 共催費	傷害保険料、社会保険料（本事業のために雇用された賃金職員の事業主負担分のみ）
③ 報償費	本事業を行うために必要な謝金（例：講演の講師や公演の出演者等に対する謝金、多言語化のための翻訳謝金等）。 ※貴団体の謝金規定等に基づいて計上してください。事業
④ 旅 費	本事業を行うために必要な旅費、宿泊費。
⑤ 使用料及び 賃借料	本事業を行うために必要な機械器具、会場、物品等のリース・レンタルに要する経費。
⑥ 役務費	通信運搬費、広告宣伝費、振込手数料等
⑦ 委託費	コンテンツの制作委託費等、その専門性などから補助事業者が直接できない内容に限り、委託費、請負費としての継承が可能。
⑧ 請負費	文化財の修理工事費等、その専門性などから補助事業者が直接できない内容に限り、委託費、請負費としての継承が可能。
⑨ 備品購入費	本事業の取組に必要となる機械・備品の購入費及び修繕費等
⑩ 原材料費	機械器具、展示品、展示造作物等の材料費がかかる場合
⑪ 需用費	消耗品費、印刷製本費等 ※消耗品は、当該事業のみで使用されることが確認できるものに限ります。
⑫その他諸経費	本実証事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、①～⑪のいずれの区分にも属さないもの。 ただし、事業者の維持管理経費や飲食費・懇親会費は補助対象外。

8 実証成果報告書の提出

(1) 記載内容

実施した事業について、下記の項目を記載した実証成果報告書を作成すること。作成に当たっては、文化財を地域づくりの核として、その保存・活用の促進を図ることにつながる内容とすること。

<実証成果報告書への記載項目>

- ・ 本実証事業の実施内容
- ・ 本事業の効果（来訪者数、来訪のきっかけ、満足度、収益の増加、連携体制の構築等）
- ・ 事業結果の分析、評価、改善点

(2) 納期限

令和9年3月10日（水）

9 県主催の研修会・講習会への協力

実証事業終了後、県文化課が市町村文化財担当者や文化財所有者等を対象に開催する各種研修会や講習会において、実証事業の内容や効果検証に係る事例報告を依頼した場合は、県内への文化財活用手法の共有に協力すること（謝金別途支給）。

10 その他

(1) 特許権等の使用に関する責任

事業者は、事業の実施に当たり、特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

(2) 書類・帳簿の備え付け

事業者は、事業に関する事項を明らかにする書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

また、事業者は、これらの書類・帳簿等を事業終了後5年間保存しなければならない。

(3) 経理

本事業に係る経費については、他の経理と明確に区分して会計処理を行い、使途を明らかにしておかなければならない。

(4) 事業の実施が困難となった場合の措置

契約締結後、事業実施が困難となった場合の取扱いは次のとおりとする。

① 事業者の責めに帰すべき事由により困難となった場合

県は契約の取消しができる。この際に県に損害が生じた場合は事業者が賠償するものとする。

② その他の事由により困難となった場合

県と事業者で継続の可否について協議の上、県又は事業者からの通知により契約を解除できるものとする。

(5) 個人情報等の管理

当該事業で知り得た企業や個人等に関する情報の管理について、紛失や漏洩等が発生しないよう、取扱いに充分注意すること。